

燕市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

燕市長 鈴木 力

燕市規則第 7 号

## 燕市財務規則の一部を改正する規則

燕市財務規則(平成18年燕市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (11) 指定金融機関等 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。

第4条を次のように改める。

(会計事務の指導統括)

第4条 会計事務の指導統括に関する事務は、会計管理者が行う。

- 2 会計管理者は、会計事務に関して必要がある場合には、報告を徴し、又は調査することができる。

第5条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(会計管理者の事務の一部委任)」を付し、同条及び第6条を次のように改める。

第5条 市長は、会計管理者の権限に属する事務その他会計事務を補助させるため、法第171条第1項の規定により、出納員を置く。

- 2 出納員は、現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下この章において同じ。)の出納(小切手を含む。以下この章において同じ。)及び保管の事務をつかさどる。

第6条 市長は、出納員の事務を補助させる必要があると認めるときは、会計管理者と協議の上、現金取扱員を置くことができる。

- 2 現金出納員は、現金の出納及び保管の事務をつかさどる。  
3 現金出納員は、現金の出納事務の一部を税務現金取扱員又は財務現金取扱員(以下「現金取扱員」という。)に委任することができる。

第7条中「会計管理者は」を「市長は」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条 削除

第9条 削除

第58条、第61条及び第66条中「朱書」を「記載」に改める。

第74条を次のように改める。

#### 第74条 削除

第74条の次に次の3条を加える。

(指定納付受託者の指定)

第74条の2 法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(次項において「指定納付受託者」という。)を指定しようとするときは、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

2 市長は、指定納付受託者の指定、指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定公金事務取扱者の指定)

第74条の3 法第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者の指定をしようとするときは、次に掲げる事項について、あらかじめ会計管理者と協議しなければならない。

(1) 指定公金事務取扱者の指定を受けようとする者が施行令第173条第1号及び第2号に規定する要件のいずれにも該当し、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者であること。

(2) 指定公金事務取扱者に委託する公金事務に係る歳入等又は歳出

(3) 公金事務の委託期間

2 市長は、指定公金事務取扱者の指定、指定の内容の変更又は指定の取消しをしたときは、その旨を告示しなければならない。

(収納に関する事務を委託することができる歳入等)

第74条の4 法第243条の2の5第1項の普通地方公共団体の長が定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 使用料

(2) 手数料

(3) 賃貸料

(4) 貸付金の元利償還金

(5) 物品売払代金

(6) 寄附金

(7) 地方税

第88条及び第124条第3項中「朱書」を「記載」に改める。

第131条中「朱書」を「記載」に、「斜線を朱書し」を「斜線を引き」に改める。

第132条第2項中「朱書」を「記載」に改める。

第156条第1項ただし書中「請求書」を「請求書等」に改める。

第169条第2項中「朱書」を「記載」に改める。

第194条及び第195条を次のように改める。

(指定金融機関の名称及び所在地)

第194条 施行令第168条第2項の規定により指定した金融機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
株式会社 第四北越銀行	燕市仲町3番3号

第195条 削除

第196条の見出し中「出納時間」を「収納及び支払時間」に改め、同条中「出納時間」を「収納及び支払時間」に、「営業店舗」を「指定金融機関等」に、「による」を「とする」に改める。

第201条の見出しを「(関係書類の保管及び保存期限)」に改め、同条中「出納閉鎖期日後5年間保存」を「これを保管」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定金融機関等は、公金の収納又は支払に関する関係書類を出納閉鎖期日後、5年間保存しなければならない。

第202条ただし書中「必要と認める」を「会計管理者が必要と認める」に改める。

第203条の見出し中「事務取扱い」を「事務取扱」に改め、同条中「事務取扱い」を「事務取扱」に、「別に定める」を「燕市指定金融機関等事務取扱規程(平成18年燕市訓令第23号)に定めるところによる」に改める。

第286条第3号及び第291条第2号中「朱書」を「記載」に改める。

## 附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 156 条第 1 項の改正規定は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。